

1 Austin の場合

2、サールの場合。

3 真理のデフレ主義の再検討

4、現時点での論争点

(1) 発話を次の3つに分けてみよう。

(2) Bach&Harnishと Searle の論争

Bach1975 Bach&Harnish1992 は、宣言型発話が、まず言明として真であり、それゆえに宣言という発語内行為が成立すると考える。それに対して、サールは、宣言型発話では、まず宣言の発語内行為が成立し、それによって発話が真となる、と考える。

————— 今週ここから

5、問答の観点からの考察

(1) 行為遂行的発話も問いに対する答えとしてのみ意味を持つ。

「撃て」を答えとする問答は、例えば次ようになるだろう。

「いつ撃ちましょうか」「今撃て」

この返答は、完全文ではない。もし完全文にすると次のようになるだろう。

「君が撃つべき時=今」

「撃て」が次のような問答の答えであるとしよう。

「何をしましょうか」「撃て」

この場合の、返答を完全文にすると次のようになる。

「君のすべきこと=撃つこと」

さてこれらの完全文は真理をもつだろうか。

①「君のすべきこと=撃つこと」

この同一性言明は、記述としても、命令としても理解できる。記述として理解する時には、これは真理値をもつ。この問答は、遂行動詞を用いた問答にすると次のようになる。

「あなたは私に何を命じますか」「私は君に撃つことを命じる」

これを同一性文に書き換えると、次のようになる。

②「私が君に命じること=撃つこと」

この文も、それ自体としては、記述にも命令にも理解できる。これらの①や②を命令として理解するとき、それらが真理値をもつかどうか、それがオースティン、バック&ハーニッシュ、サールの論争点であった。

①が命令であるとき、この発話によって命令が成り立つのであり、この同一性が成り立つのである。つまり、①は「君のすべきこと=撃つこと」という同一性が成り立つことを宣言している発話であると考えることができる。したがって、②が宣言であるのならば、①も宣言であると言えそうである。従って、①と②は、真理値をもつかどうかに関して、違いがないように見える。つまり、①も②も真理値を持つか、①も②も真理値を持たないかである。(バック&ハーニッシュ、サールは、ともに間違いである。)

①や②の同一性命題の宣言は、真理値をもつのだろうか。この問題を明確に考えるために、宣言型発話をいくつか区別して起きたい。

(2) 宣言型発話の区別

宣言型発話をまず次の二つに分けることができる。

① 間違ふことが原理的にありえない宣言

「棒Sの長さを1メートルとする」

というような「メートル」を定義する宣言は、間違ふということが原理的にありえない。

「この子を、フセイン・バラク・オバマと名付ける」

というような命名も間違ふということがありえない。

② 間違ふことがありうる宣言

例えば、野球の審判の「アウト」「セーフ」の判定は、間違ふことがありうる。野球というゲームが成立するには、アウトやセーフの判定が必要になるが、それをスムーズに行い、ゲームをスムーズに進めるためには、それを判定する第三者をおき、その人の判定が正しいものとみなすことが有用である。(審判がいなくても野球はできるが、揉めたときにどのように決着を付けるのかを、決めておかなければ、ゲームが完遂できるかどうかは、不確実なことになってしまう。)

裁判も同様である。社会で揉め事がおきたときに、客観的な事実についての判定を行う制度がなければ、社会はうまく運営できないので、裁判制度をつくって、そこで出される判決を、真理として社会的に受け入れるのである。

これらの判定は、客観的な事実についての、判定を行うのである。したがって、それが間違ふことがあり得る。それが間違っていることは、更に別の審級の判定によって行われるのかもしれない。そしてそれもまた間違っているかもしれないような宣言である。

サールは、②のタイプの宣言を「断言的宣言型(assertive declaration)」と呼んでいる。彼は、この発話は、宣言と主張という二つの発語内行為を行なっていると考える。つまり彼は、①のタイプを宣言の本来の姿として考えている。彼は、断言的宣言型について、「これらは誠実性条件を断言型と共有している。裁判官や陪審や審判は、論理的に言えば嘘をつくこともできるが、宣戦を布告したり、あなたを指名したりする人は、彼の発語内行為の遂行において嘘をつくことはできない」(論文「発語内行為の分類法」訳 32)という。

(ちなみに、サールが宣言は、誠実性条件を持たないと指摘したことは、ハーバーマスが全ての発話は真理性と規範性と誠実性の妥当要求を持つと主張したことへの批判になりうるだろうか。ハーバーマスに関心のある人は考えてみてください。)

サールは、この断言的宣言を次のように表示する。

$$Da \downarrow \uparrow B(p)$$

Bは、pを信じるという心理状態を示している。これに対して通常の宣言を次のように表示する。

$$D \updownarrow \phi(p)$$

ϕ は空集合を意味する。つまり心理状態は不要である。つまり、誠実性条件は不要である。ところで、サールは、断言的宣言を次のように表示すべきではなかっただろうか。

$$Da \downarrow \updownarrow B(p)$$

サールは、①のタイプの宣言をさらに3種類に分けている。

①a: 言語外的な制度を必要とするもの

「教会、法律、私有財産、国家のような制度および当の制度における話し手と聞き手の特殊な立場が与えられて初めて、破門したり(excommunicate)、任命したり(appoint)、財産を遺贈したり(give and bequeath one's possession)、宣戦を布告したり(declare war)することが可能になる。」(訳 30)

①b: 言語外的な制度を必要としない場合: 超自然的な場合:

「例えば、神が「光あれ」というとき、これは宣言型である」

①c: 言語外的な制度を必要としない場合: 言語それ自身に関わる場合:

「例えば人が「私は定義する、略記する、名づける、呼ぶ、あだ名する」というような場合がそれである。」(訳30)

これらをサールは論文“How Performatives Work”では、次のように呼んでいる(Cf. p. 99).

①a: 言語外的宣言(extra-linguistic declaration)

①b: 超自然的宣言(supernatural declaration)

①c: 言語的宣言(linguistic declaration)

同一性発話を主張と宣言に分けて、後者が真理値を持つかどうかを考えると、後者の中には、上記の①も②も含めて考えてきた。しかし、②はサールの言うように、主張と宣言の混合型と考えたほうがよいだろう。したがって、ここでは①のみを考えることにする。

■①の宣言は、真理値を持たない。

証明:

たとえばpを宣言するとき、pを宣言することによって、pが事実となり、それゆえにpは真となる。しかしこのようにpが真であると考えているとき、それはすでに宣言が行われた後のことである。宣言の途中では、pは真ではない。宣言が完了することによって、pが真になる。

命令や約束の内容pは、事前意図の内容であり、命令や約束という行為は、発話によって成立するが、命令や約束の内容が実現し、真となるのは将来のことである。それに対して、宣言の内容pは、宣言によって同時に実現する。このような違いはあるものの、どちらも適合の方向は、世界を言葉に合わせることである。その意味では、宣言は適合の方向は、命令や約束とおなじである。すると、宣言の構造は次のように表示されるだろう。

$D \downarrow \phi(p)$

つまり、宣言には主張の要素はなく、真理値がない。

(3)「真理値を持つ命題」の定義の試み

①真理値を持つ命題＝同値図式「 $\langle p \rangle$ が真であるのは、pのときそのときに限る」が成り立つ命題p

②上の同値図式が成り立つ命題＝主張型発語内行為の対象となりうる命題

③主張型発語内行為の対象となりうる命題＝主張としての同一性命題

③の説明

- 全ての有意味な発話は、同一性文に言い換えられる(2011ss講義、および“Identity Sentences as Answers to Question” in *Philosophia Osaka*, Nr. 7, Published by Philosophy and History of Philosophy / Studies on Modern Thought and Culture Division of Studies on Cultural Forms, Graduate School of Letters, Osaka University, 2012/3, pp. 79-94.を参照)
- 同一性発話が、真理値をもつときと真理値をもたないときがある。その違いは、命題内容の違いではなく、発語内行為の違いである。
- 同一性が主張されるときには、真理値をもち、同一性が宣言されるときには真理値をもたない。

④主張としての同一性発話＝宣言された同一性命題の反復である発話ないしそれから推論された発話

④の証明

(i)ある同一性命題が宣言される時、(通常は)その宣言を繰り返すことはできない。これに対して、全ての同一性命題の主張は、何度でも繰り返して主張されうる。(その宣言を繰り返すことは、以前の宣言をいったん無効にするか、あるいは何らかの事情で以前の宣言が無効になっていると想定する場合にのみ可能である。)

(ii)ある同一性命題が宣言された後、その同一性命題をもう一度発話すると、それは宣言によって確立した同一性を記述していることになる。同一性を主張する発話になる。

(iv)全ての同一性命題の主張は、別の同一性命題のからの推論によって成立する。その別の同一性命題は、主張されているか、宣言されているかどうかである。

(v)全ての同一性命題の主張は、宣言された同一性命題の反復ないしそれらから推論されたものである。

④の主張は、すべての記述が宣言にもとづく、という主張である。この主張は、オースティンの真理論に近いように思われるので、次にオースティンの真理論を検討したい。

(4)オースティンの真理の対応説(論文「真理」より)

「言明はどのようなときに真であるか。我々はそれが「事実に対応するとき」と答えたい。」188

「言語によって達成されるような種類の伝達がそもそも存在するためには、伝達者が「意のままに」作り出すことができ、被伝達者が観察できるような、ある種類の記号の貯えがなければならない。これらは「言葉」と呼んでよいであろう。…しかし、言葉以外には、その言葉を用いて伝達されるような何かが存在しなければならず、それは「世界」と呼んでよいであろう。…さらに世界は類似性と差異性(この両者は、一方がなければ他方もありえないだろう)を提示しなければならない。…そして最後に次の二組の規約が存在しなければならない。

記述的規約——言葉(=文)を世界の中に見出される状況や物事、事象などのタイプと対応させる規約
指示的規約——言葉(=言明)を世界の中に見出される歴史的状況などに対応させる規約

言明が真であるといわれるのは、それが指示的規約によって対応させられる歴史的事態(それが「言及する」もの)が、それをなすのに用いられた文が記述的規約によって対応させられるタイプに属するときである。」(信原幸弘訳 p. 189、強調下線は引用者)

しかし、オースティンは、このような対応説に問題が残っていること認めている。

「歴史的状況や事象などにたいして、また一般に世界にたいして「事実(fact)」という言葉を用いることから、ある困難が生じる。」189

「言明が真であるとき、むしろ、それを真にするような事態が存在し、この事態はそれについての真なる言明から明確に区別される。しかし同時に、われわれはその事態を言葉で記述するしかないこともまた明からである。」(p. 190)

「「Sという事実はSという真なる言明であるか、それともこの言明がそれについて真であるところのものであるか」と問うことは馬鹿げた答えを生み出すおそれがある。」(p.191)

「「われわれは、その語を定義するのか、それともその動物を定義するのか」という問いは無意味である。なぜなら、象を定義するということは、語と動物の両方を含む作業を完結に言い表わしたものに他ならないからである(われわれは戦艦に焦点を当てるのか、その像に、焦点をあわせるのか)」(p. 191)

真理の対応説は、定義や規約に基づいて可能になる、つまり宣言型発話によって可能になるということである。

ミニレポート課題:

本日の講義内容についての質問(わからない用語、わからない論証)、反論を書いてください。

